

議案第73号

川崎市職員退職年金条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員退職年金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成20年6月2日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市職員退職年金条例の一部を改正する条例

川崎市職員退職年金条例（昭和29年川崎市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による恩給法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。